

●香川県告示第383号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため次のとおり届出があった。

その指定漁船調書を平成21年8月4日から同月18日まで内海町漁業協同組合において縦覧に供する。

平成21年8月4日

香川県知事 真 鍋 武 紀

1 発起人の住所及び氏名

小豆郡小豆島町橘甲504番地 浜崎 文男

小豆郡小豆島町橘甲411番地 黒崎 義光

小豆郡小豆島町橘甲259番地 町上 勝広

2 加入区の名称

橘加入区

3 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

内海町漁業協同組合